



証券コード

9757

株式会社 船井総研ホールディングス

Funai Soken 第54回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2024年3月23日（土）午前10時

■決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

開催場所

ホテルグランヴィア大阪 20 F
名庭（なにわ）の間

郵送又はインターネット等
による議決権行使期限

2024年3月22日（金曜日）午後5時45分まで

 Funai Soken Holdings



目 次

◆ 第54回定時株主総会 招集ご通知	3	◆ 事業報告	27
◆ 株主総会参考書類	9	◆ 連結計算書類	51
第1号議案 剰余金処分の件	9	◆ 計算書類	53
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 ...	10	◆ 監査報告書	55
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 ...	17	◆ 株主メモ	60
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 ...	21		

(注) 本招集ご通知に記載しておりますグラフ、写真などは、ご参考情報であります。

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の能登半島地震により被災されました皆様には心からお見舞い申しあげますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

ここに第54回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。

2023年はコロナが明け、国内をはじめとして様々な経済活動がコロナ前に戻ってきました。当社グループにおいても、リモート中心からリアル中心に戻し、積極的な営業活動を強化したことにより、経営セミナー参加者数は大きく増加し、経営研究会会員数もコロナ前の水準まで回復いたしました。

また、採用強化、定着率向上に取り組んだことによりコンサルタント人員も順調に増加し、2023年の業績は、増収増益を達成することができ過去最高業績となりました。

一方で、ウクライナ情勢の長期化、中東情勢の激化、世界的な金融引締めに伴う影響など、まだまだ先行き不透明な経営環境が続いております。

2024年は、当社グループのパーパスである「サステナブル・カンパニーをもっと。」の実現に向けて、パーパス浸透を更に推進し、また、企業の経営課題を一気通貫でサービス提供できる体制へビジネスを拡張し、グループビジョンであります”中堅・中小企業を中心とした「デジタル」×「総合」経営コンサルティンググループ”を目指してまいりたいと考えております。

今後とも、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上により、皆様のご期待にお応えできるよう、役職員一丸となって邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2024年3月

代表取締役社長

中谷 貴之



証券コード 9757
2024年3月1日
(電子提供措置の開始日2024年2月29日)

株主の皆様へ

大阪府中央区北浜4丁目4番10号
株式会社 船井総研ホールディングス
代表取締役社長 **中谷 貴之**
グループ CEO

第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社の第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第54回定時株主総会招集ご通知」として掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://hd.funaisoken.co.jp/ir/shareholders.html>

船井総研ホールディングス 株主総会

検索



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

東証上場会社情報サービス

検索



株主様におかれましては以下のいずれかの方法により、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を**株主総会当日に会場受付にご提出**くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

当日ご出席されない場合

郵送（議決権行使書）による議決権行使



電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2024年3月22日（金曜日）午後5時45分までに到着**するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使

詳細は6頁から7頁までの「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」をご高覧ください。



議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従い、**2024年3月22日（金曜日）午後5時45分までに賛否をご入力**ください。

なお、インターネット等と議決権行使書の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。

スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の**入力なし**に議決権が行使いただけます。

敬 具

記

1. 日 時

2024年3月23日（土曜日）午前10時

2. 場 所

大阪市北区梅田3丁目1番1号

ホテルグランヴィア大阪20F

な に わ

名庭の間（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

報告事項 1. 第54期（2023年1月1日から2023年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類内容報告の件

2. 会計監査人及び監査等委員会の第54期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本招集ご通知に際しまして、株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

①事業報告のうち「会社の体制及び方針」

②連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

以 上

ご案内

- 当日ご出席の際は、紙資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産はとりやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 発熱が認められた株主様や、体調不良と見受けられる株主様については、入場をお断りするなどの対応をさせていただく場合がございます。

インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取扱いを休止します。)

インターネット等による議決権行使は、株主総会前営業日の
2024年3月22日(金曜日)午後5時45分まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

スマートフォンの場合【QRコードを読み取る方法】



「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



議決権行使書副票(右側)



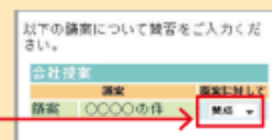
2 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択。



画面の案内に従って
行使完了です。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利

用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

ログインID・仮パスワードを入力される場合



議決権行使サイト(https://evote.tr.mufig.jp/)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイトへアクセス

議決権行使サイト

https://evote.tr.mufig.jp/

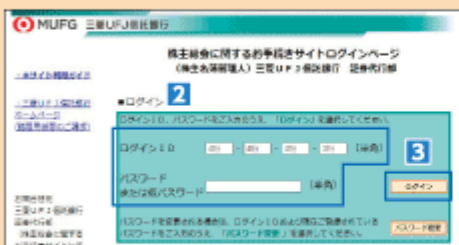


ご注意

インターネット等接続にファイアーウォール等を使用している場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット等利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

1「次の画面へ」をクリック

ログインする



2 お手元の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力

3「ログイン」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

【ご注意事項】

- ・株主総会の招集のつど、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
- ・議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット等接続料金等）は、株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

電話

0120-173-027

（通話料無料）

（受付時間 午前9時から午後9時まで）

事前質問受付のご案内

第54回定時株主総会に関する報告事項及び決議事項につきまして、ご質問を専用のウェブサイトにてお受けいたします。

頂戴しましたご質問の中で、特に株主の皆様のご関心が高いと思われる事項につきましては、株主総会議場または後日当社ホームページにてご回答もしくはご紹介する予定です。

以下の受付期限と入力方法をご確認の上、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

受付期限

2024年3月1日(金) 10:00～3月15日(金) 12:00

※上記期限をもちまして、ご質問の受け付けを終了しますので予めご了承ください。

入力方法

パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むかの方法により、アクセスをお願いいたします。

URL:<https://hd.funaisoken.co.jp/ir/shareholders/query.html>

アクセス完了後、以下のID及びお名前のご入力をお願いいたします。

ID：議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」(8桁の半角数字)

※議決権行使書を投函する前に必ずお手元にお控えください。



議決権行使書の右下の株主番号
(8桁)をご入力ください

【注意事項】

※すべてのご質問にお答えできない場合がありますことをご了承ください。

※ご質問の受け付けは、ご質問受付フォームからのみとさせていただきます。

※いただいたご質問に関して、個別に回答はいたしかねますのでご了承ください。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆様に対する適切な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、業績を考慮した剰余金配当を実施することを基本方針としております。この方針に従い、期末配当金につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類 金銭

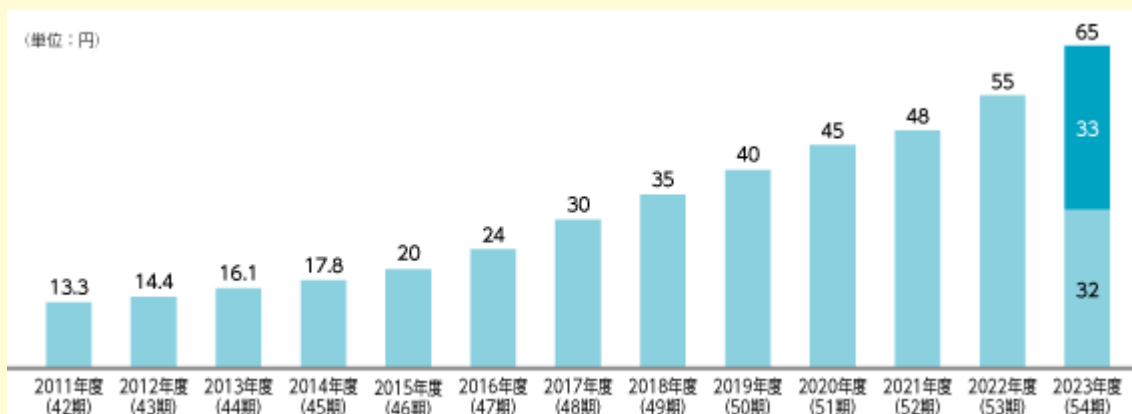
2. 配当財産の割当てに
関する事項及びその金額 当社普通株式 1株につき33円
配当総額 1,577,854,608円

これにより中間配当金（1株につき32円）と合わせまして年間配当金は1株につき65円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年3月25日（月曜日）

<ご参考>

1株当たり年間配当金



（注）当社は2016年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき1.2株の割合で株式分割を実施しております。また、2018年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき1.5株の割合で株式分割を実施しております。2017年度以前につきましては当該分割を考慮しております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、一層の経営体制の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏 名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	再任	なか たに たか ゆき 中 谷 貴 之	代表取締役社長 グループCEO	100% (13回/13回)
2	再任	お の たつ ろう 小 野 達 郎	取締役専務執行役員	100% (13回/13回)
3	新任	は る た も と き 春 田 基 樹	執行役員	—
4	再任	い さ が わ の ぶ ゆ き 砂 川 伸 幸	社外取締役	100% (13回/13回)
5	再任	や ま も と た え こ 山 本 多 絵 子	社外取締役	100% (10回/10回)
6	再任	む ら か み と も み 村 上 智 美	社外取締役	100% (10回/10回)

1

なか たに たか ゆき
中谷 貴之
 (1968年8月16日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年 4 月 当社入社
- 2010年 3 月 当社執行役員ライン統括本部第二経営支援副部長
- 2013年 3 月 当社取締役執行役員東京経営支援副本部長兼第一経営支援部長
- 2014年 7 月 (株)船井総合研究所取締役執行役員
東京経営支援本部本部長
- 2015年 3 月 同社取締役常務執行役員ライン統括本部本部長
船井（上海）商務信息咨询有限公司董事長
- 2016年 3 月 (株)船井総合研究所代表取締役社長社長執行役員
- 2020年 3 月 当社取締役専務執行役員事業統括本部本部長
- 2021年 3 月 当社代表取締役社長社長執行役員
- 2023年 3 月 当社代表取締役社長グループCEO（現任）



所有する当社の株式の数

184,320 株

取締役会への出席状況

13/13回（100%）

取締役候補者としての選任理由

中谷貴之氏は、当社グループの中核事業会社である(株)船井総合研究所において経営コンサルタントとして長く経験を重ね、同社の代表取締役社長として顧客基盤の整備や営業戦略の実行により、同社の業績拡大を大きくリードしてまいりました。2021年3月からは当社代表取締役社長として経営手腕を発揮し当社グループの業績を牽引してまいりました。今後もグループ経営促進による更なる事業領域の拡大など、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために適任であることから、引続き取締役として選任をお願いするものであります。

2

お の たつ ろう
小野 達郎

(1963年5月8日生)

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4 月 当社入社
- 2007年 3 月 当社取締役執行役員第一経営支援部長
- 2010年 3 月 当社取締役常務執行役員ライン統括副本部長
兼第二経営支援部長
- 2014年 1 月 当社取締役常務執行役員人財開発本部本部長
- 2018年 4 月 当社取締役常務執行役員事業統括本部本部長
- 2019年 3 月 当社取締役専務執行役員事業統括本部本部長
- 2020年 1 月 当社取締役専務執行役員HR本部本部長
- 2022年 1 月 当社取締役専務執行役員スタッフ統括本部本部長
- 2023年 1 月 当社取締役専務執行役員コーポレートマネジメント本部
本部長（現任）



所有する当社の株式の数

146,540 株

取締役会への出席状況

13/13回（100%）

取締役候補者としての選任理由

小野達郎氏は、(株)船井総合研究所において経営コンサルタントとして長く経験を重ね、2014年持株会社体制移行後は人事部門の責任者として、最重要課題の一つである人財戦略の実行により当社グループの成長に貢献してまいりました。その後、事業統括本部の責任者を経て、現在はコーポレート部門の責任者としてグループ全体のリスクマネジメントを統括しております。今後の当社グループの成長を推進するために適任と判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。

3

はる た もと き
春田 基樹
 (1980年6月9日生)

新任



所有する当社の株式の数

10,520 株

取締役会への出席状況

—

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年 6 月 当社入社
 2014年 3 月 (株)船井総研ITソリューションズ監査役
 2015年 3 月 船井(上海)商務信息諮詢有限公司監事
 2018年 1 月 当社経理部部長
 2018年 2 月 (株)HR Force取締役
 2020年 3 月 当社執行役員財務部部長
 2022年 3 月 (株)船井総研コーポレートリレーションズ
 (現船井総研デジタル) 取締役 (現任)
 2023年 3 月 船井総研ロジ(株)取締役 (現任)
 2024年 1 月 当社執行役員コーポレートビジネス本部本部長
 兼グループ財務部部長 (現任)

取締役候補者としての選任理由

春田基樹氏は財務部門の責任者として、グループ全体の財務戦略、資本政策の立案・実行、ガバナンス体制の強化、サステナビリティ経営の推進に貢献してまいりました。今後の当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために適任と判断し、新たに取締役候補者といたしました。

4

いさ がわ のぶ ゆき
砂川 伸幸
 (1966年12月8日生)

再任

社外取締役

独立役員

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1989年 4 月 新日本証券(株) (現みずほ証券(株)) 入社
- 1998年 4 月 神戸大学経営学部助教授
- 2007年 4 月 同大学大学院経営学研究科教授
- 2011年 1 月 (株)T A S A K I 社外取締役
- 2016年 3 月 当社取締役 (現任)
- 2016年 4 月 国立大学法人京都大学経営管理大学院 教授 (現任)
- 2020年 3 月 (株)インバウンドテック 社外取締役 (現任)



取締役在任期間

8年 (本定時総会終結時)

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

13/13回 (100%)

社外取締役候補者としての選任理由及び期待される役割の概要

砂川伸幸氏は、ファイナンスや企業価値評価、ESG経営と財務パフォーマンスの関係において造詣が深く、大学教授としての高度な専門知識に加え産学連携活動やエグゼクティブ教育等における幅広い経験を有しており、その見識等から、取締役会で積極的にご発言いただき、当社の社外取締役として業務執行取締役に対する適切な監督機能を果たしていただいております。今後も当社グループの経営に対して提言をいただくため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、経営学の専門家であり、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものとして社外取締役候補者といたしました。

5

やま もと た え こ
山本 多絵子
(1964年10月1日生)

再任

社外取締役

独立役員

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4 月 三菱商事(株)入社
- 1994年12月 Gold Coast Technical Documentation Inc.入社
- 1998年 9 月 日本マイクロソフト(株)入社
- 2001年 6 月 日本アイ・ビー・エム(株)入社
- 2013年 4 月 日本マイクロソフト(株)入社
業務執行役員 エンタープライズマーケティング本部長
- 2017年 7 月 同社 業務執行役員 パートナー事業本部 マーケティング統括本部長
- 2020年 4 月 富士通(株)入社 理事 CMO
- 2021年 4 月 同社 執行役員常務 CMO
- 2022年 4 月 同社 執行役員 EVP CMO (現任)
- 2023年 3 月 当社取締役 (現任)

社外取締役候補者としての選任理由及び期待される役割の概要

山本多絵子氏は、システムエンジニアとして長くキャリアを積み、その後、マーケティングを軸に、経営企画、パートナービジネス、ブランディング、企業経営など幅広く経験を重ね、特にテクノロジー分野でのマーケティングについて深い見識があります。それらの豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会において、当社グループのDX化推進に向けたアドバイスや、経営に対する提言をいただいております。引続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。



取締役在任期間

1 年（本定時総会終結時）

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

10/10回（100％）

6

むら かみ とも み
村上 智美
たるい
(現姓：樽井)
(1968年1月23日生)

再任

社外取締役

独立役員



取締役在任期間

1年（本定時総会終結時）

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

10/10回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1990年 4 月 (株)富士総合研究所（現みずほリサーチ&テクノロジーズ（株））入社
- 2017年 7 月 同社 シニアマネージャー
- 2019年 7 月 同社 主席コンサルタント
- 2021年 6 月 株式会社ボードアドバイザーズ入社
シニアマネージャー（現任）
- 2023年 3 月 当社取締役（現任）

社外取締役候補者としての選任理由及び期待される役割の概要

村上智美氏は、企業の環境・CSR・ESG経営の発展の過程を、企業サイド・政策サイドの両側面から長期にわたり支援し、ESG経営課題の分析、また、ESGの観点を含む取締役会実効性評価等のコンサルティングの経験があります。それらの豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会において、当社のコーポレート・ガバナンスの強化とESG経営の推進へのアドバイスや、経営に対する提言をいただいております。なお、同氏は直接会社経営に関与した経験はありませんが、同氏の高い専門性により、職務を適切に遂行できるものと考えております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 砂川伸幸氏、山本多絵子氏、村上智美氏は社外取締役候補者であります。また、当社は砂川伸幸氏、山本多絵子氏、村上智美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は、砂川伸幸氏、山本多絵子氏、村上智美氏の選任が承認された場合、各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を更新する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
4. 当社は、各取締役候補者を被保険者として役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する内容であり、各氏の選任が承認された場合、同内容の保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏 名	現在の当社における地位	取締役会出席状況
1	再任	ひゃく むら まさ ひろ 百 村 正 宏	取締役（監査等委員）	100% (13回/13回)
2	再任	なか お あつ し 中 尾 篤 史	社外取締役（監査等委員）	100% (13回/13回)
			社外取締役 独立役員	
3	再任	こ ばやし あき ひろ 小 林 章 博	社外取締役（監査等委員）	100% (13回/13回)
			社外取締役 独立役員	

1

ひゃく むら

百村 正宏

(1965年2月27日生)

まさ ひろ

再任

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1988年10月 当社入社
- 1997年1月 当社管理本部経営管理グループリーダー
- 2003年3月 船井キャピタル(株)代表取締役
- 2011年3月 当社監査役
- 2014年7月 (株)船井総合研究所 監査役(現任)
- 2016年3月 当社取締役(監査等委員)(現任)

取締役候補者としての選任理由

百村正宏氏は当社グループにおいて、財務部門における実務経験、グループ会社の経営経験があり、事業全般に関して広い知見と経験を有しております。現在は監査等委員である取締役として客観的かつ公正な立場で経営の監視監督を行うとともに、経営の重要事項に関しては積極的に提言をいただいております。引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数

1,810株

取締役会への出席状況

13/13回(100%)

2

なか お あつ し
中尾 篤史
 (1969年12月21日生)

再任

社外取締役

独立役員

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1991年10月** 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所
- 1995年 7 月** 本郷会計事務所（現辻・本郷税理士法人）入所
- 2000年11月** 中央シーエスアカウンティング(株)
 （現C S アカウンティング(株)）取締役
- 2005年12月** 同社専務取締役
- 2013年 3 月** 当社監査役
- 2016年 3 月** 当社取締役（監査等委員）（現任）
- 2019年12月** C S アカウンティング(株)代表取締役社長（現任）



取締役在任期間

8年（本定時総会終結時）

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

13/13回（100%）

社外取締役候補者としての選任理由及び期待される役割の概要

中尾篤史氏は公認会計士、税理士及び会社経営者としての専門的見地から、当社では2013年から社外監査役として、2016年からは監査等委員である社外取締役として経営の重要事項に関して積極的に提言をいただいております。

引続き当社の経営に対して提言をいただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

3

こ ばやし あき ひろ
小林 章博
 (1970年12月19日生)

再任

社外取締役

独立役員



取締役在任期間

8年（本定時総会終結時）

所有する当社の株式の数

一株

取締役会への出席状況

13/13回（100%）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1999年4月 弁護士登録（大阪弁護士会）中央総合法律事務所入所
 2009年11月 弁護士法人中央総合法律事務所京都事務所代表（現任）
 2010年4月 京都大学法科大学院非常勤講師
 2013年3月 当社監査役
 2016年3月 当社取締役（監査等委員）（現任）
 2017年4月 国立大学法人京都大学法科大学院 特別教授
 2022年10月 国立大学法人京都大学法科大学院 非常勤講師（現任）

社外取締役候補者としての選任理由及び期待される役割の概要

小林章博氏は弁護士及び法律事務所の経営者として豊富な経験と識見を活かし、当社では2013年から社外監査役として、2016年からは監査等委員である社外取締役として経営の重要事項に関して積極的に提言をいただいております。

引続き当社の経営に対して提言いただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 中尾篤史氏及び小林章博氏は社外取締役候補者であります。
 なお、両氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本定時株主総会の終結の時をもって8年となります。
 また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 3. 当社は、中尾篤史氏及び小林章博氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を更新する予定です。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
 4. 当社は、各取締役候補者を被保険者として役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する内容であり、各取締役候補者の選任が承認された場合、同内容の保険契約を更新する予定です。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2022年3月26日開催の第52回定時株主総会において選任いただいた、補欠の監査等委員である取締役平山浩一郎氏の選任の効力は、本総会開始の時までとなっておりますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ひら やま こう いち ろう
平山 浩一郎
(1973年11月20日生)

補欠の監査等委員である
社外取締役



所有する当社の株式の数

一株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年4月 (株)あさひ銀行（現(株)りそな銀行）入行

2007年9月 弁護士会登録（大阪弁護士会）

弁護士法人中央総合法律事務所入所

2015年1月 弁護士法人中央総合法律事務所パートナー就任（現任）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者としての選任理由及び期待される役割の概要

平山浩一郎氏は、弁護士としての高い知見と豊富な経験を当社の経営に活かしていただけるものと考え、補欠の監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 平山浩一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であり、就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
3. 当社は、平山浩一郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
4. 当社は、取締役を被保険者として役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は全額当社が負担しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する内容であります。平山浩一郎氏が就任した場合、同氏を当該保険契約の被保険者に含めることとしております。

1. 取締役候補者の選任にあたっての当社の考え方

(1) 取締役候補者の選任

当社は、過半数を社外取締役で構成された指名委員会を設置しており、当委員会において取締役候補者について審議し、取締役会がその結果の提言を受けて取締役候補者を決定しております。

①取締役（監査等委員を除く。）

取締役（監査等委員を除く。）に求められる役割、期待は、グループ事業会社を含めた執行の監督を行うのに必要な事業活動に対する深い見識に加え、グループ全体をグループの事業戦略、財務面、コンプライアンス、ガバナンスの視点から俯瞰し、業務執行・監督を行うことと定めております。

②取締役（監査等委員）

取締役（監査等委員）に求められる役割、期待は、グループ会社の業務執行の監督・運営を担う経営陣に対し、企業経営、財務・会計、コンプライアンス、ガバナンス等の多様な視点から経営の妥当性と適法性を確保することと定めております。

上記方針に従い、指名委員会において、年齢、性別及び国籍等に関わらず、取締役としての株主からの経営の委任に応え、その職務と責任を全うできる適任者を取締役候補者として選定する方針であります。なお、指名委員会委員4名のうち3名が社外取締役であり、委員長は社外取締役が務めております。

(2) 社外取締役の独立性

当社は、社外取締役を選任するにあたっては、経験に裏付けされた高次の視点から当社グループの経営の監督を行うことを期待しており、その役割を担うに相応しい人格、識見及び業務・専門職経験を備えているかを総合的に検討して、十分にその能力があり、東京証券取引所の定める独立性判断基準を参考に、当社グループとの人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係を確認し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性のある者を、指名委員会において、社外取締役候補者に指名しております。

(3) 取締役会の構成

当社は、取締役会の客観性・妥当性を確保するために、取締役のうち3分の1以上の社外取締役を選任しており、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

（注）本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

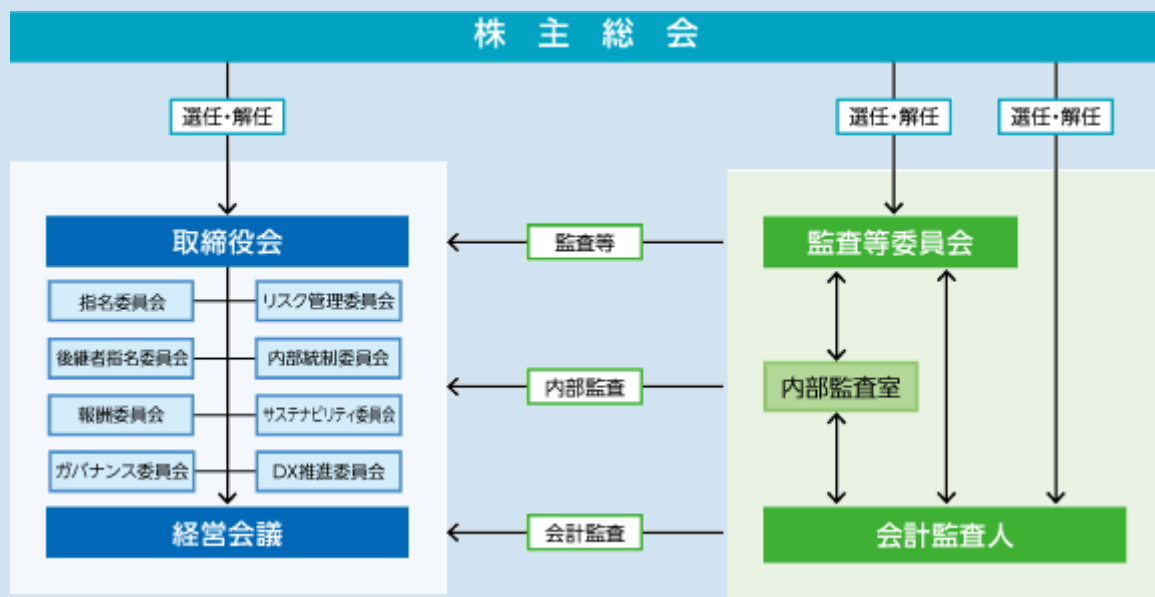
氏名	当社における 地位（予定）	企業 経営	営業・ マーケ ティング	財務・ ファイ ナンス	コンプラ ・リスク 管理	ガバ ナンス ・監査	サステ ナビリ ティ	IT・ DX	HR
中谷 貴之	代表取締役社長 グループCEO	●	●						
小野 達郎	取締役 専務執行役員	●	●		●				●
春田 基樹	取締役 執行役員	●		●		●	●		
砂川 伸幸	社外取締役			●		●	●		
山本 多絵子	社外取締役	●	●					●	
村上 智美	社外取締役					●	●		
百村 正宏	取締役 (監査等委員)	●		●		●			
中尾 篤史	社外取締役 (監査等委員)	●		●		●			●
小林 章博	社外取締役 (監査等委員)	●			●	●			

2. コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、遵法経営の実施及び株主利益の極大化を主たる目的として、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。取締役のうち3分の1以上の社外取締役を選任することにより、取締役会の客観性・妥当性を確保し、社外取締役2名を含む3名の監査等委員による取締役会の適法性・妥当性の監査・監督を行っております。

また、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの重要な柱と位置づけており、法令等に基づく開示、会社説明会の開催、機関投資家やアナリストとの個別ミーティングの実施等により、当社及び当社グループの現状のみならず、今後の事業戦略についても、迅速かつ正確なディスクロージャーに努めております。

●コーポレート・ガバナンス体制



2023年12月31日現在

(ご参考)

当社グループのサステナビリティに関する取組み

中期経営計画におけるサステナビリティ推進

当社グループは、グループパーパス「サステナブルカンパニーをもっと。」に基づき、パーパス浸透に向けたサステナビリティやESG（環境・社会・ガバナンス）の取組みを進めています。ESGそれぞれに代表的な課題や取組みを設定し、グループ全体で活動を推進しています。

イニシアティブへの賛同による時流把握

・国連グローバルコンパクトへの加盟（2023年4月）

当社グループは、2023年4月20日付で「国連グローバル・コンパクト（United Nations Global Compact、以下UNGC）」に署名しました。UNGCの署名により、当社グループのサステナビリティへの取組みをより一層強化してまいります。



・TCFDへの賛同（2023年7月）

当社グループは、TCFDへの賛同を通じて、気候変動における事業機会とリスクの分析を推進してします。有価証券報告書やウェブサイトにてTCFD開示を行うとともに脱炭素支援も展開しています。

*TCFD：Taskforce on Climate related Financial Disclosures



・ 人的資本経営コンソーシアムへの賛同（2023年9月）

当社グループは、人的資本経営コンソーシアムへの賛同を通じて、人的資本経営を推進いたします。中期経営計画においても「積極的人財投資」と「グループパーパスの浸透」を重点方針とし、人的資本の充実を目指しています。



社会貢献活動

・ 神戸大学への寄付講座（㈱船井総合研究所）

㈱船井総合研究所では、神戸大学にて「中堅・中小企業の成長戦略・業績向上」をテーマとした寄付講座を開講しました。実施期間は2023年10月から2024年1月までで、次世代を担う学生約400名に向けて、㈱船井総合研究所の社長をはじめ、グループ各社経営幹部、コンサルタントが、豊富な成功事例を元に業種別のケーススタディを展開し、企業経営における成長戦略や業績向上の方法論を講義しました。講義を通じて、経営コンサルタントとしての就職を希望する学生の採用活動にも寄与すると考えています。

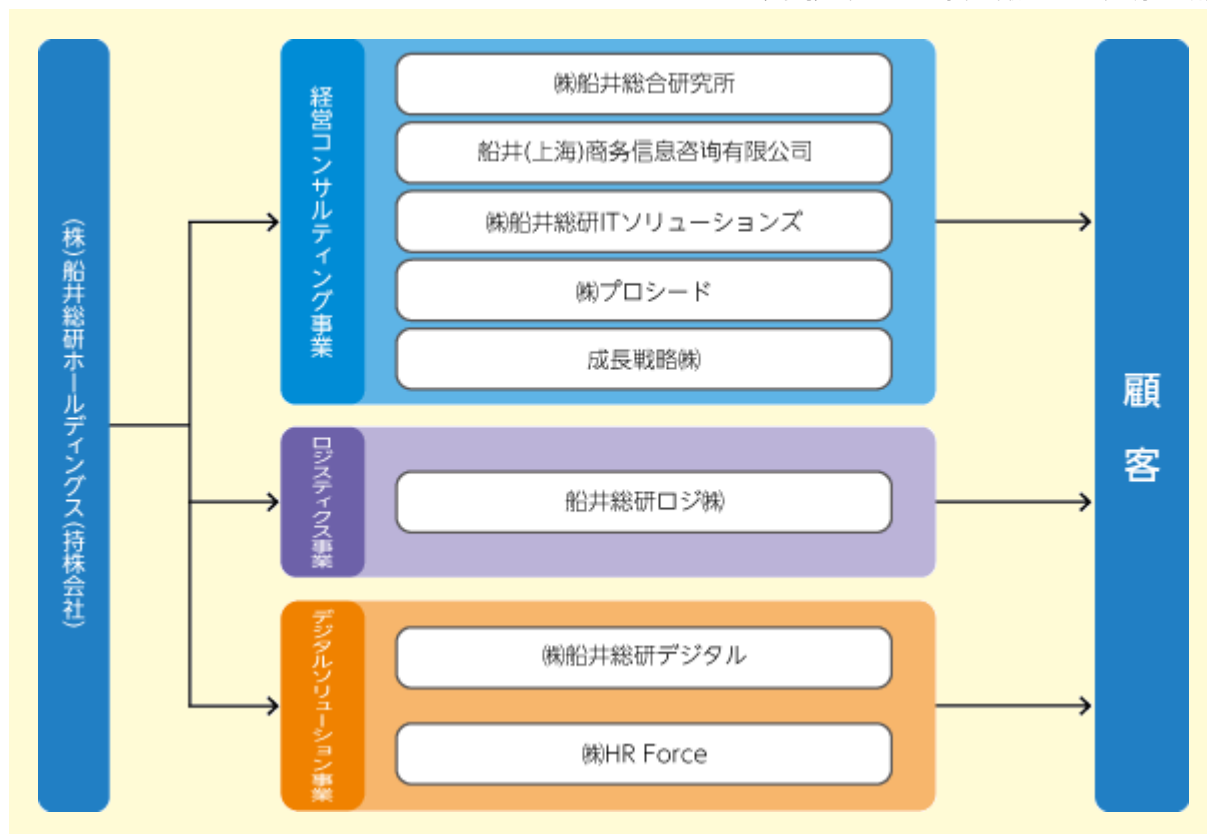


1: 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における経済環境は、新型コロナウイルス感染症に対する行動制限が解除され、訪日外国人数も右肩上がり回復を遂げるなど、社会経済活動の正常化が進みました。しかし中小企業においては、原材料価格の上昇、従業員の確保が困難であるなど、深刻な人手不足は継続しており、引続き厳しい状況にあります。また、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の激化など地政学的リスクの高まり、不安定な国際情勢によるエネルギー価格や原材料の高騰、為替相場における急激な変動は景気への懸念材料となり、先行き不透明な状況が続いております。

■ (ご参考) 当社グループの事業の系統図：2023年12月31日現在



このような状況のもと、当社グループにおきましては、変化の激しい不確実な時代においても、力強く持続的に成長し続けられる会社をサステナブルグロースカンパニーと定義し、そのような企業を数多く輩出すること、また、当社グループ自身もそのような会社になるという志のもとに、「サステナブルグロースカンパニーをもっと。」をグループパーパスとして制定いたしました。そのグループパーパスの実現に向けて、企業の経営課題に一气通貫でサービス提供できる体制へとビジネスを拡張し、グループビジョンである“中堅・中小企業を中心とした「デジタル」×「総合」経営コンサルティンググループ”を目指してまいります。営業活動におきましては、セミナーや経営研究会、月次支援などのコンサルティング活動が対面での活動に戻りつつあります。また、中小企業向け総合経営コンサルティングを主力としながらも、DXコンサルティングや中堅企業向け総合コンサルティングの領域への拡大を推進しております。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高28,238百万円（前連結会計年度比10.2%増）、営業利益7,247百万円（同2.1%増）、経常利益7,343百万円（同2.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益5,201百万円（同4.2%増）となりました。

売上高におきましては、経営コンサルティング事業において、主力であります月次支援及びプロジェクトのコンサルティングが増収となりました。また、デジタルソリューション事業におけるクラウドソリューション及びHRソリューションも堅調に推移し、増収となりました。その結果、売上高は前連結会計年度に比べて10.2%増の28,238百万円となりました。

営業利益におきましては、売上原価は17,517百万円（前連結会計年度は15,484百万円）となり、コロナ禍での行動制限の緩和によるコンサルティング活動再開により旅費交通費、会議費・会場費が増加し、また、積極的な人材採用による採用費や人件費が増加しました。そして、販売費及び一般管理費は3,473百万円（同3,049百万円）となりました。その結果、営業利益は前連結会計年度に比べて2.1%増の7,247百万円となり、営業利益率は25.7%となりました。

経常利益におきましては、営業外収益は114百万円（前連結会計年度は115百万円）、営業外費用は19百万円（同18百万円）となりました。その結果、経常利益は前連結会計年度に比べて2.0%増の7,343百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益におきましては、法人税等合計が2,070百万円（前連結会計年度は2,148百万円）となったことにより、前連結会計年度に比べて4.2%増の5,201百万円となりました。



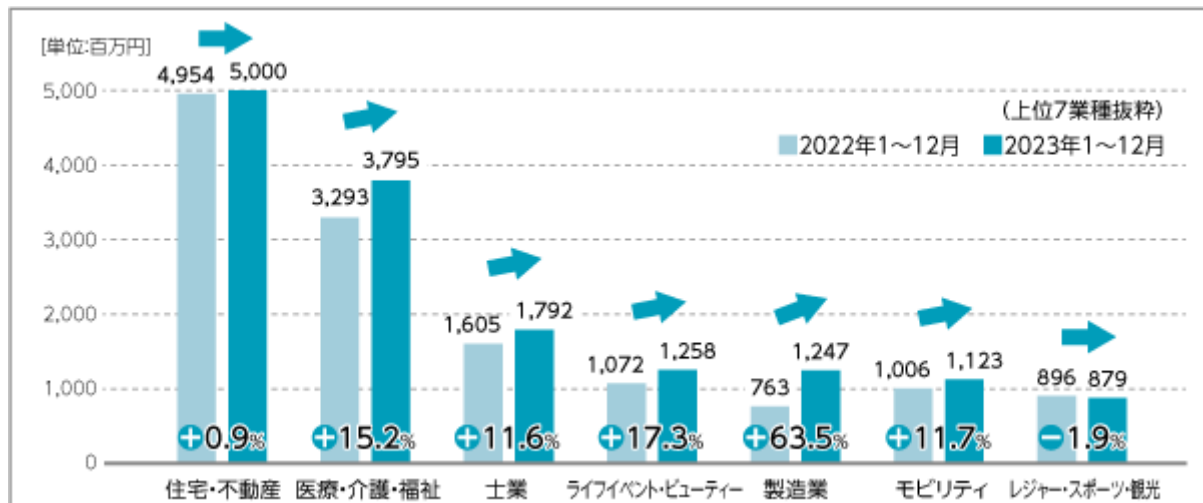
経営コンサルティング事業におきましては、有料の対面型セミナーを積極的に開催したため、セミナーからの受注が大幅に増加いたしました。またWEBからの受注も順調に増加いたしました。その結果、売上高、利益ともに前連結会計年度を超える業績を達成することができました。

業種別で見ますと、医療・介護・福祉業界向けコンサルティング部門に加えて、製造業向けコンサルティング部門が大きく売上高を伸ばすことができました。

利益面におきましては、対面での活動増加による旅費交通費、セミナー開催等に伴う会場費、積極的な販促活動におけるWEB販促費用などをかけながらも、増益を達成することができました。

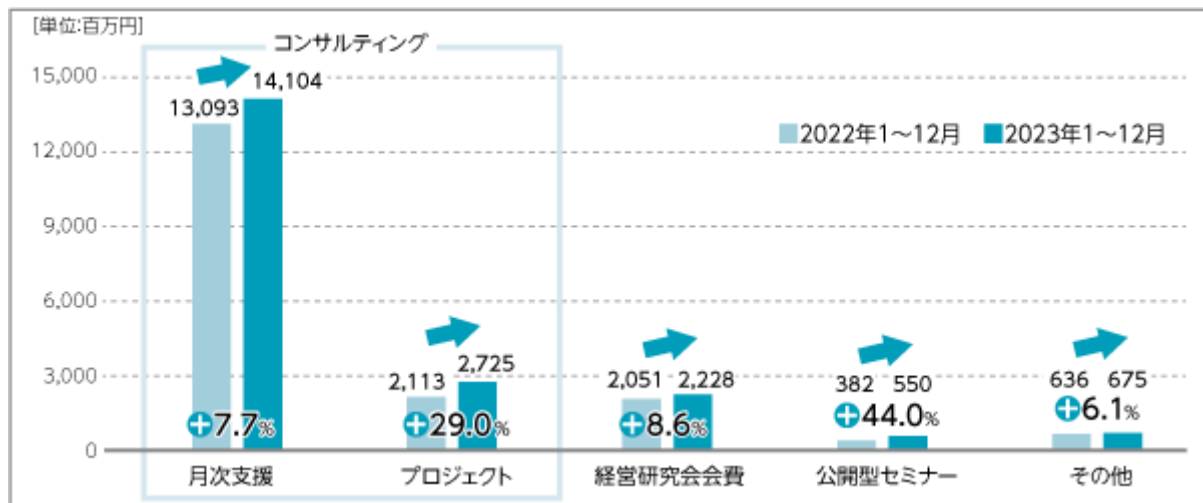
その結果、売上高は20,284百万円（前連結会計年度比11.0%増）、営業利益は6,757百万円（同8.3%増）となりました。

■（ご参考）部門別実績推移グラフ



（注）上記数値は、当社業種分類に基づいたコンサルティング契約、経営研究会会費、公開型セミナー収入の合計売上実績です。

■（ご参考）主な業務区分別売上



（注）月次支援＝定期的に訪問し、コンサルティングサービスを提供する業務、プロジェクト＝調査、診断やこれらに基づく提案を一定期間でレポートする業務、経営研究会会費＝業種別経営研究会などの会員制度の会費、公開型セミナー＝ビジネスモデル別に開催している経営者向けセミナー

ロジスティクス事業

売上高 3,886 百万円

前連結会計年度比
2.8%増

13.8%

ロジスティクス事業におきましては、物流コンサルティング業務が、物流企業向け研究会の会員数増加及びセミナー開催が復調したものの、荷主企業向けコンサルティングが伸びず、減収となりました。物流BPO業務は、既存顧客の深耕により取引が順調に継続し、また、新規取引先の開拓が進んだことで増収となりました。

利益面におきましては、人材採用強化による人件費の増加により減益となりました。

その結果、売上高は3,886百万円（前連結会計年度比2.8%増）、営業利益は394百万円（同11.9%減）となりました。

デジタルソリューション事業

売上高 4,051 百万円

前連結会計年度比
13.7%増

14.4%

デジタルソリューション事業におきましては、クラウドソリューション及びWEB広告運用代行が堅調に推移し増収となりました。しかし、利益面ではエンジニアを中心とした人材確保のための先行投資による人材採用費及び人件費増加により営業損失となりました。HRソリューションにつきましては、新規受注の増加・顧客の予算額の増加により増収となりました。

その結果、売上高は4,051百万円（前連結会計年度比13.7%増）、営業損失は70百万円（前連結会計年度は営業利益176百万円）となりました。

(2)設備投資等の状況

当連結会計年度における特段の設備投資等はありません。

(3)資金調達の状況

当連結会計年度における特段の資金調達はありません。

(4)対処すべき課題

当社グループは、第54期にスタートした「中期経営計画（2023-2025年）」では、基本方針として“中堅・中小企業を中心とした「デジタル」×「総合」経営コンサルティング”を定め、持続的に成長し続けられる企業に向けて、以下の課題に取り組んでまいります。

1 グループ経営の強化及び事業領域の拡大

当社グループは、“中堅・中小企業を中心とした「デジタル」×「総合」経営コンサルティンググループ”を目指しています。また、グループパーパスとして「サステナブルな成長を促す。お客様の経営の持続性を高める支援をします。」を掲げ、成長性と収益性を維持しながら、お客様の経営の持続性を高める支援をしております。具体的には、従来の中小企業向けの業種別のマーケティングコンサルティングである成長実行支援や、マネジメントコンサルティングである人材開発支援を拡充しながら、マーケティングオートメーションやSFA構築さらにはAI活用などのDXコンサルティング及び、M&AやIPOなど価値向上支援を加速させております。そのため、今後さらに、グループ会社の連携強化をしてまいります。これにより、2025年度は、グループ売上高330億円、営業利益89億円の達成を目指してまいります。

2 優秀な人財の採用、育成の強化、定着率の向上

売上高に直結する「コンサルタント人財」を中心に年平均成長率約10%で増員してまいります。コンサルタント人財は、リモートワーク下で課題となった離職率の抑制を継続し、上流工程のコンサルタントを増員し収益性を拡大してまいります。具体的には、成長性の高いDX領域やM&A領域などではキャリア採用を積極化、中堅企業に対応できるPM人財の採用・育成強化による生産性向上を目指してまいります。エンジニアを含むビジネス人財は、ノーコード・ローコードを中心としたシステム開発や業種向けDXソリューションの構築と販売に積極的にアサインし、稼働率と生産性の向上に努めます。

3 資本効率の向上と積極的な株主還元

営業活動により得られたキャッシュフローを積極的に成長投資及び株主還元へ回すことにより、持続的な成長を目指してまいります。成長投資については、2030年を見据えて「人財」「デジタル」「オフィス」に積極的に投資することにより、力強い持続的成長を目指します。なお、資本効率につきましては、2025年にROE20%を目標としておりましたが、2023年に2年前倒しで達成いたしましたので、2025年のROE目標を25%以上に上方修正いたします。株主還元方針につきましては、継続的な増配や自己株式取得などにより、配当性向55%以上、総還元性向60%以上となるよう、株主還元施策を引き続き実施します。

4 サステナビリティ経営への取り組み

当社グループは、変化が激しい不確実性の時代においても、力強く持続的に成長し続けられる会社をサステナブルスカンパニーと定義し、そのような企業を数多く輩出すること、また当社グループもそのような会社になるという志を込めて、グループパーパスとして「サステナブルスカンパニーをもっと。」を制定しております。また当社グループ自身の持続的成長のため、3つのマテリアリティ「①中堅・中小企業への経営コンサルティングを通じた社会への貢献」、②顧客企業のESG経営へのサポート」、「③自社グループの経営におけるESGへの積極的配慮と情報開示」を定めています。このマテリアリティに基づき、気候変動対応における新たな事業機会の創出や、人的資本の更なる充実に向けた人財育成の早期化、働きやすい職場環境整備などに取り組んでいます。また、社外取締役を委員長とするサステナビリティ委員会において定期的な議論を行うことで、時流に即した対応ができる環境整備も進めてまいります。

5 内部統制、コーポレート・ガバナンスの強化

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスのより一層の向上が不可欠と認識しており、コーポレートガバナンス・コードの確実な実践や、内部統制機能の確立は極めて重要な課題であると考えております。当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスを機能させ、より適正かつ効率的な経営を遂行し、事業基盤の強化を図ってまいります。

なお、株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(5)当社グループ及び当社の財産及び損益の状況の推移

①当社グループの財産及び損益の状況の推移

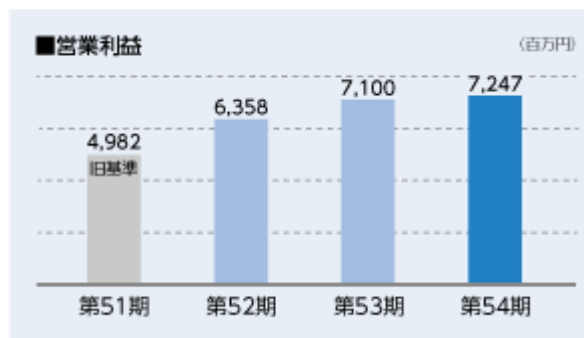
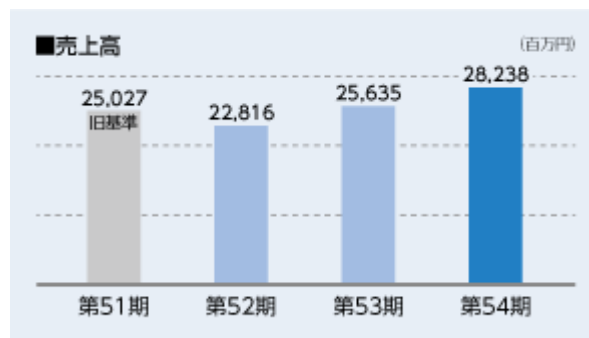
区 分	2020年度 第51期	2021年度 第52期	2022年度 第53期	2023年度 第54期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	25,027,840	22,816,130	25,635,207	28,238,771
営業利益 (千円)	4,982,455	6,358,516	7,100,871	7,247,808
経常利益 (千円)	5,091,590	6,448,819	7,197,796	7,343,357
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	3,498,675	4,378,824	4,990,289	5,201,726
1株当たり当期純利益 (円)	70.32	88.67	100.92	106.30
総資産 (千円)	27,951,991	30,928,009	33,010,723	31,631,150
純資産 (千円)	23,688,416	25,710,846	27,700,911	25,726,474
自己資本比率 (%)	82.4	80.7	81.7	79.2

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第53期の期首から適用しており、第52期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

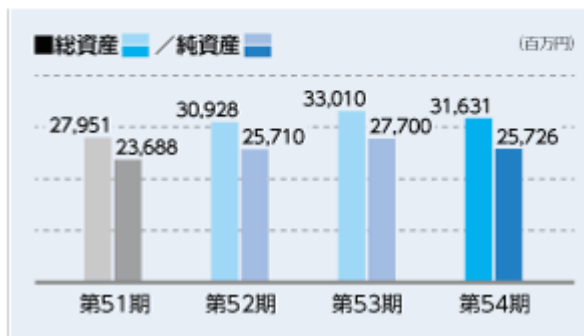
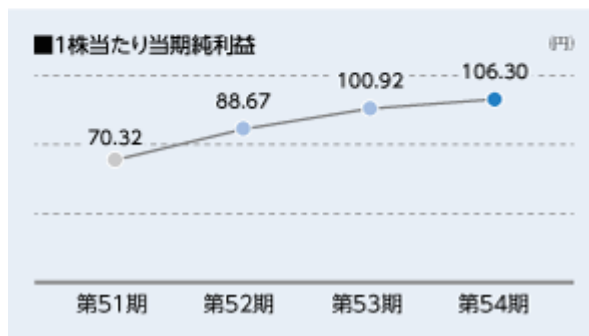
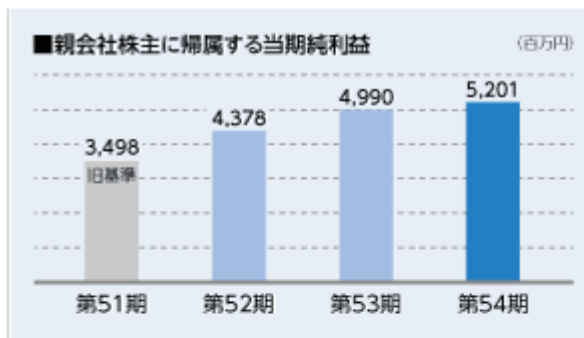
②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年度 第51期	2021年度 第52期	2022年度 第53期	2023年度 第54期 (当期)
営業収益 (千円)	5,589,666	5,353,375	6,163,474	6,666,543
営業利益 (千円)	3,030,204	2,727,691	3,415,428	3,722,523
経常利益 (千円)	2,895,650	2,648,973	3,573,627	3,940,703
当期純利益 (千円)	2,895,394	2,549,715	3,432,596	3,902,248
1株当たり当期純利益 (円)	58.19	51.63	69.42	79.75
総資産 (千円)	17,536,532	17,771,104	18,252,254	18,540,593
純資産 (千円)	16,054,892	16,168,204	16,706,847	13,405,935
自己資本比率 (%)	87.9	86.8	87.4	68.7

(ご参考) 連結業績推移グラフ



(注) 第52期は「収益認識に関する会計基準」等の遡及修正により、売上高は5,997百万円減少し、利益は9百万円増加しております。



(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第53期の期首から適用しており、第52期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6)重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (出 資 金)	当社の出資比率	主要な事業内容
株 式 会 社 船 井 総 合 研 究 所	3,000,000 千円	100.0 %	経営コンサルティング事業
株 式 会 社 船 井 総 研 デ ジ タ ル	50,000	100.0	デジタルソリューション事業
船井（上海）商务信息咨询有限公司	130,000	100.0	経営コンサルティング事業
船 井 総 研 ロ ジ 株 式 会 社	98,000	100.0	ロジスティクス事業
株式会社船井総研ITソリューションズ	60,000	100.0	経営コンサルティング事業
株 式 会 社 プ ロ シ ー ド	100,000	100.0	経営コンサルティング事業
株 式 会 社 H R F o r c e	64,000	100.0	デジタルソリューション事業
成 長 戦 略 株 式 会 社	2,000	100.0 (100.0)	経営コンサルティング事業

- (注) 1. 2023年1月1日付で株式会社船井総合研究所が成長戦略株式会社の株式を100%取得し連結子会社（当社の孫会社）となりました。当社の出資比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
2. 当社の連結子会社は上記に記載している8社であります。
3. 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

名 称	住 所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社船井総合研究所	大阪市中央区北浜4丁目 4番10号	5,718,319千円	18,540,593千円

(7)主要な事業内容

- ①経営コンサルティング事業
- ②ロジスティクス事業
- ③デジタルソリューション事業

(8)主要な拠点等

	名 称	所 在 地
当 社	株式会社船井総研ホールディングス	大阪本社 大阪市中央区
		東京本社 東京都千代田区
子会社	株式会社船井総合研究所	大阪本社 大阪市中央区
		東京本社 東京都千代田区
	株式会社船井総研デジタル	大阪本社 大阪市中央区
		東京本社 東京都千代田区
	船井（上海）商务信息咨询有限公司	中国上海市
	船井総研ロジ株式会社	大阪市中央区
	株式会社船井総研 I T ソリューションズ	東京都千代田区
	株式会社プロシード	東京都千代田区
	株式会社HR Force	東京都千代田区
孫会社	成長戦略株式会社	東京都文京区

(9)従業員の状況

①当社グループの従業員の状況

種 類	従 業 員 数
経 営 コ ン サ ル テ ィ ン グ 事 業	941 名
ロ ジ ス テ ィ ク ス 事 業	89
デ ジ タ ル ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	381
全 社 (共 通)	124
合 計	1,535

(注) 従業員数には、パートタイマー（97名）は含まれておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
124名	14名増	39歳	9.4年

2: 会社の株式に関する事項

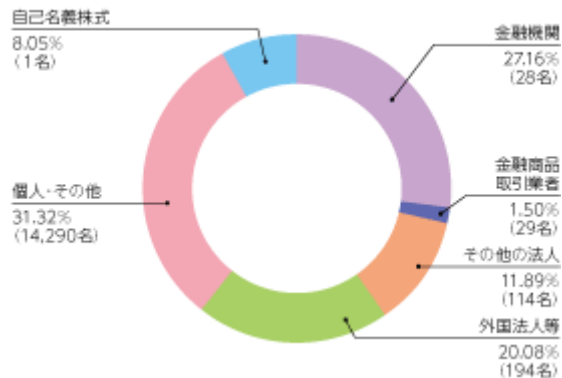
(1) 発行可能株式総数… 130,000,000株

(2) 発行済株式の総数… 47,813,776株
(自己株式4,186,224株を除く)

(3) 株主数…………… 14,656名

(4) 単元株式数…………… 100株

■ (ご参考) 所有者別株式分布状況(株式数比率)



(5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,752 千株	12.03 %
株 式 会 社 船 井 本 社	5,026	10.51
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	2,489	5.21
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	2,196	4.59
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,952	4.08
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,357	2.84
船 井 和 子	1,307	2.73
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,062	2.22
船 井 勝 仁	1,056	2.21
船 井 孝 浩	889	1.86

(注) 持株比率は自己株式（4,186千株）を控除して計算しております。

3: 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名 称	2012- I 新株予約権	2013- I 新株予約権
発行決議の日	2012年4月17日	2013年4月16日
新株予約権の数	60個	70個
保有人数 取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	2名	2名
新株予約権の目的である 株式の種類及び数 (注) 11	普通株式10,800株 (1個あたり180株)	普通株式12,600株 (1個あたり180株)
新株予約権の発行価格 (注) 11	1株あたり163円 (注) 1	1株あたり259円 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2012年5月8日～2042年5月7日	2013年5月8日～2043年5月7日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

名 称	2014- I 新株予約権	2015- I 新株予約権
発行決議の日	2014年4月15日	2015年5月23日
新株予約権の数	70個	80個
保有人数 取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	2名	2名
新株予約権の目的である 株式の種類及び数 (注) 11	普通株式12,600株 (1個あたり180株)	普通株式14,400株 (1個あたり180株)
新株予約権の発行価格 (注) 11	1株あたり262円 (注) 3	1株あたり531円 (注) 4
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2014年5月8日～2044年5月7日	2015年6月19日～2045年6月18日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、行使可能な期間内において、当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、行使可能な期間内に割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

名 称	2016- I 新株予約権	2017- I 新株予約権
発行決議の日	2016年4月21日	2017年4月21日
新株予約権の数	100個	100個
保有人数 取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	2名	2名
新株予約権の目的である 株式の種類及び数 (注) 11	普通株式18,000株 (1個あたり180株)	普通株式18,000株 (1個あたり180株)
新株予約権の発行価格 (注) 11	1株あたり804円 (注) 5	1株あたり1,180円 (注) 6
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2016年5月13日～2046年5月12日	2017年5月9日～2047年5月8日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、行使可能な期間内に割当日において在任する当社又は当子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、行使可能な期間内に割当日において在任する当社又は当子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

名 称	2018- I 新株予約権	2019- I 新株予約権
発行決議の日	2018年4月20日	2019年4月18日
新株予約権の数	70個	69個
保有人数 取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	2名	2名
新株予約権の目的である 株式の種類及び数	普通株式12,600株 (1個あたり180株)	普通株式12,420株 (1個あたり180株)
新株予約権の発行価格	1株あたり2,192円 (注) 7	1株あたり2,394円 (注) 8
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2018年5月8日～2048年5月7日	2019年5月8日～2049年5月7日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、行使可能な期間内に割当日において在任する当社又は当子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、行使可能な期間内に割当日において在任する当社又は当子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

名 称	2021- I 新株予約権	2022- I 新株予約権
発行決議の日	2021年4月21日	2022年4月22日
新株予約権の数	79個	92個
保有人数 取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	2名	2名
新株予約権の目的である 株式の種類及び数	普通株式14,220株 (1個あたり180株)	普通株式16,560株 (1個あたり180株)
新株予約権の発行価格	1株あたり1,420円(注)9	1株あたり1,524円(注)10
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	1株あたり1円
新株予約権の行使期間	2021年5月7日～2051年5月6日	2022年5月10日～2052年5月9日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、行使可能な期間内に割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。	新株予約権者は、行使可能な期間内に割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

- (注) 1. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価162円を合算しております。
2. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価258円を合算しております。
3. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価261円を合算しております。
4. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価530円を合算しております。
5. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価803円を合算しております。
6. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価1,179円を合算しております。
7. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価2,191円を合算しております。
8. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価2,393円を合算しております。
9. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価1,419円を合算しております。
10. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額1円と付与日における公正な評価単価1,523円を合算しております。
11. 当社は、2016年1月1日付で普通株式1株につき1.2株、2018年1月1日付で普通株式1株につき1.5株の株式分割を行っております。
上記株式の種類及び数、発行価格及び公正な評価単価は当該株式分割に係る調整後の数で記載しております。

(2) 当事業年度中に当社執行役員及び子会社役員等に対して交付された新株予約権の内容の概要

名 称	2023- I 新株予約権
発行決議の日	2023年 4 月21日
新株予約権の数	335個
交付人数 当社執行役員 当社の子会社役員等	4 名 20名
新株予約権の目的である 株式の種類及び数	普通株式60,300株 (1 個あたり180株)
新株予約権の発行価格	1 株あたり1,829円 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額	1 株あたり 1 円
新株予約権の行使期間	2023年 5 月16日～2053年 5 月15日
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、行使可能な期間内に割当日において在任する当社又は当社子会社の取締役、監査役並びに執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。

- (注) 1. 発行価格は、新株予約権の行使時の払込金額 1 円と付与日における公正な評価単価1,828円を合算しております。
2. 交付された上記新株予約権は、2023年12月14日をもって一部が権利放棄され、102個が失効しております。

4: 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中 谷 貴 之	代表取締役社長 グループCEO	
小 野 達 郎	取締役 専務執行役員 コーポレートマネジメント本部本部長	
砂 川 伸 幸	取締役	国立大学法人京都大学経営管理大学院 教授 株式会社インパウンドテック 社外取締役
山 本 多 絵 子	取締役	富士通株式会社 執行役員 EVP CMO
村 上 智 美	取締役	株式会社ボードアドバイザーズ シニアマネージャー
百 村 正 宏	取締役（常勤監査等委員）	株式会社船井総合研究所 監査役
中 尾 篤 史	取締役（監査等委員）	CSアカウンティング株式会社 代表取締役社長
小 林 章 博	取締役（監査等委員）	弁護士法人中央総合法律事務所 京都事務所 代表 国立大学法人京都大学法科大学院 非常勤講師

- (注) 1. 当期中の取締役の異動
山本多絵子氏及び村上智美氏は2023年3月25日開催の第53回定時株主総会において、取締役に新たに選任され、就任いたしました。
高嶋栄氏及び光成美樹氏は2023年3月25日開催の第53回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 砂川伸幸氏、山本多絵子氏、村上智美氏、中尾篤史氏及び小林章博氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役（常勤監査等委員）百村正宏氏は、当社の財務部門において10年以上の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。取締役（監査等委員）中尾篤史氏は、公認会計士及び税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに監査等委員会と内部監査部門の十分な連携を可能とすべく、取締役百村正宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員含む）5名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(3)補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約の被保険者の範囲には、当社取締役（監査等委員含む）及び執行役員、子会社の取締役、監査役及び執行役員（以下対象役員）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が対象役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、対象役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5)当事業年度に係る取締役の報酬等の額

①取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、基本方針として、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現し、株主との価値の共有を図る上でコーポレートガバナンス上の重要事項と捉え、それらを達成するための健全なインセンティブの一つとして機能させることと、優秀な人材を確保・維持し、啓発・報奨することと、報酬制度の決定プロセスが透明性・客観性の高いプロセスであることとしております。また、その決定方法は、取締役（監査等委員でない取締役）については報酬委員会において審議・検討し、代表取締役が取締役会に諮り、取締役会において決定しております。取締役（監査等委員）については監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び報酬委員会の活動内容は、報酬委員会において役員報酬の決定に関する方針を複数回にわたり審議・検討し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容について職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、複数回にわたり審議・検討しております。それらの答申を踏まえて代表取締役が取締役会に諮り決定いたしました。

・報酬体系及び業績連動の仕組み

監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別し、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く。）の報酬体系は、以下のもので構成され、報酬の配分比率は役位・職責に応じて基本報酬が定められ、それに応じて業績報酬、業績連動報酬（株式報酬）が変動するものとする。

<固定報酬>

月例定額報酬とし、以下のとおりとする。

- ・基本報酬

業績に連動しない、役位・職責に応じた金銭報酬

- ・業績報酬

直近決算期における連結売上高及び連結営業利益、連結経常利益によって変動する金銭報酬

上記記載の評価項目及び個人別設定K P Iの達成度による個別評価（S、A、B、C、Dの5段階）

<業績連動報酬（株式報酬）>

- ・株式報酬型ストックオプション

株主との価値共有及び中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的に、退職時の行使を条件とした株主によるストックオプションを役位・役割・成果等に応じ付与する。

社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬体系は、固定報酬（月例定額報酬）のみとする。

- ・報酬水準及び報酬額の決定方法

職責に応じた適切な水準及び体系とするため、報酬委員会が審議・検討を行い、業績、事業規模等に見合った報酬額を設定するため、国内の主要同業他社等の報酬水準も考慮する。

報酬委員会は、役員報酬の方針策定、制度の検討、具体的算定方法等について審議を行い、その審議結果に基づき、監査等委員でない取締役報酬については取締役会の決議により決定するとともに、監査等委員である取締役報酬については監査等委員である取締役の協議によって決定する。

- ・業績連動報酬（株式報酬）と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針等

当社の業績連動報酬（株式報酬）の支給割合は、原則として総額の20%を基準として、成果等に応じて変動するものとする。

- ・業績報酬及び業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該報酬額の決定方法

当該報酬の決定に際しては、直近決算期の業績達成度（連結売上高、連結営業利益、連結経常利益）の評価のほか、担当する職務、責任、業績、貢献度等の個別に設定した課題の定性評価、中期経営計画の進捗状況の評価を行うものとする。業績達成度の指標は、収益力を測るために用いる。なお、前連結会計年度における業績達成状況におきましては、売上高25,635百万円（業績予想に対する達成率101.3%）、営業利益7,100百万円（同100.0%）、経常利益7,197百万円（同100.7%）となりました。

・取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2023年3月25日開催の第53回定時株主総会において、年額450,000千円以内（うち社外取締役40,000千円以内）と決議し、その枠内において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額100,000千円以内で付与することを決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は3名）です。また、「会社法の一部を改正する法律」（2019年法律第70号）等の施行に伴い株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、2021年3月27日開催の第51回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の上限を350個（1個の目的である株式の数は180株）とし、株式の上限を63,000株と決議いたしております。ただし、この報酬等の額には、執行役員兼務取締役の執行役員報酬は含まないものとしております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち、社外取締役は2名）です。なお、取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年3月26日開催の第46回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いたしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、その権限の内容及び裁量の範囲については、当社は監査等委員会設置会社であります。任意で報酬委員会を設置しており、当該報酬委員会は、過半数（3名）を社外取締役で構成し、かつ、委員長を社外取締役とし、客観性・透明性を確保しております。報酬委員会は、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容について職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、審議・検討を行い、それらの答申を踏まえて代表取締役が取締役会に諮り、取締役会において個人別の報酬等の額を最終審議の上決定しております。また、取締役（監査等委員）の報酬等の額については監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬 (基本報酬+業績報酬)	非金銭報酬等 (ストックオプション)	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	153,177 (23,750)	125,747 (23,750)	10,990 (-)	16,440 (-)	7 (4)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	39,756 (17,756)	39,756 (17,756)	-	-	3 (2)
合 計 （うち社外取締役）	192,933 (41,506)	165,503 (41,506)	10,990 (-)	16,440 (-)	10 (6)

（注）非金銭報酬等の額は、当社取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対してストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度に費用計上した額であります。

(6)社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人と当社との関係

取締役砂川伸幸氏の兼職先である国立大学法人京都大学経営管理大学院及び株式会社インバウンドテックは、当社と特別な関係はありません。

取締役山本多絵子氏の兼職先である富士通株式会社は、当社と特別な関係はありません。

取締役村上智美氏の兼職先である株式会社ボードアドバイザーズは、当社と特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）中尾篤史氏の兼職先であるＣＳアカウンティング株式会社は、当社と特別な関係はありません。

取締役（監査等委員）小林章博氏の兼職先である弁護士法人中央総合法律事務所京都事務所及び国立大学法人京都大学法科大学院は、当社と特別な関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	砂 川 伸 幸	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、主に大学教授としての専門的見地、経験から発言を行っております。また、任意の諮問委員会である指名委員会・後継者指名委員会では、委員長として独立した立場から客観的な議論となるよう主導し、取締役会への諮問にあたり重要な役割を果たしております。
取締役	山 本 多絵子	2023年3月就任以降に開催された取締役会10回全てに出席し、主にテクノロジー分野でのマーケティングの専門的見地、経験から発言を行っております。また、任意の諮問委員会であるDX推進委員会では、委員長として独立した立場から客観的な議論となるよう主導し、取締役会への諮問にあたり重要な役割を果たしております。
取締役	村 上 智 美	2023年3月就任以降に開催された取締役会10回全てに出席し、主にESG経営の専門的見地、経験から発言を行っております。また、任意の諮問委員会であるサステナビリティ委員会では、委員長として独立した立場から客観的な議論となるよう主導し、取締役会への諮問にあたり重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	中 尾 篤 史	当事業年度開催の取締役会13回全て、監査等委員会13回全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から発言を行っております。また、任意の諮問委員会である報酬委員会では、委員長として独立した立場から客観的な議論となるよう主導し、取締役会への諮問にあたり重要な役割を果たしております。
取締役（監査等委員）	小 林 章 博	当事業年度開催の取締役会13回全て、監査等委員会13回全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、任意の諮問委員会であるガバナンス委員会では、委員長として独立した立場から客観的な議論となるよう主導し、取締役会への諮問にあたり重要な役割を果たしております。

5: 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(注) PwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、同日付でPwC Japan有限責任監査法人に名称を変更しました。これに伴いまして、当社の会計監査人はPwC Japan有限責任監査法人となりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

21,000千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

30,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の報酬について、取締役、経理部門等の社内関係部門及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の過年度の職務執行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の監査計画及び報酬見積の算出根拠の適正性及び妥当性について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断いたしましたので、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

メ 毛

連結計算書類

連結貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	18,657,980
現金及び預金	12,894,272
受取手形、売掛金及び契約資産	4,129,004
有価証券	300,984
仕掛品	150,485
原材料及び貯蔵品	6,491
その他の流動資産	1,229,965
貸倒引当金	△53,224
固定資産	12,973,170
有形固定資産	6,146,000
建物及び構築物	998,696
土地	4,596,717
建設仮勘定	463,615
その他の有形固定資産	86,972
無形固定資産	1,124,853
借地権	322,400
ソフトウエア	308,460
のれん	355,138
その他の無形固定資産	138,853
投資その他の資産	5,702,316
投資有価証券	3,220,850
退職給付に係る資産	445,246
その他の投資	2,042,358
貸倒引当金	△6,138
資産合計	31,631,150

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	5,666,433
支払手形及び買掛金	536,548
短期借入金	200,000
未払金	2,005,791
未払法人税等	1,167,733
その他の流動負債	1,756,359
固定負債	238,242
長期借入金	100,000
退職給付に係る負債	67,893
繰延税金負債	5,902
その他の固定負債	64,447
負債合計	5,904,676
(純資産の部)	
株主資本	25,092,618
資本金	3,125,231
資本剰余金	2,946,634
利益剰余金	26,579,111
自己株式	△7,558,359
その他の包括利益累計額	△37,729
その他有価証券評価差額金	90,312
為替換算調整勘定	27,771
退職給付に係る調整累計額	△155,813
新株予約権	671,585
純資産合計	25,726,474
負債・純資産合計	31,631,150

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		28,238,771
売上原価		17,517,559
売上総利益		10,721,212
販売費及び一般管理費		3,473,404
営業利益		7,247,808
営業外収益		
受取利息	7,156	
受取配当金	9,219	
投資有価証券売却益	20,353	
投資有価証券評価益	76	
保険解約返戻金	20,971	
保険配当金	16,539	
その他の営業外収益	40,492	114,808
営業外費用		
支払利息	6,733	
投資有価証券評価損	1,736	
投資事業組合管理費	1,078	
自己株式取得費用	2,154	
寄付金	2,050	
その他の営業外費用	5,506	19,259
経常利益		7,343,357
特別利益		
固定資産売却益	8	8
特別損失		
減損損失	23,953	
固定資産除却損	46,910	70,864
税金等調整前当期純利益		7,272,502
法人税、住民税及び事業税	2,157,611	
法人税等調整額	△86,834	2,070,776
当期純利益		5,201,726
親会社株主に帰属する当期純利益		5,201,726

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	4,676,755
現金及び預金	3,050,606
売掛金	244,114
有価証券	300,984
関係会社短期貸付金	59,278
その他の流動資産	1,022,554
貸倒引当金	△783
固定資産	13,863,837
有形固定資産	1,881,537
建物	677,713
土地	672,635
建設仮勘定	463,615
その他の有形固定資産	67,572
無形固定資産	515,909
借地権	322,400
その他の無形固定資産	193,509
投資その他の資産	11,466,391
投資有価証券	3,220,850
関係会社株式	6,598,603
関係会社出資金	30,000
関係会社長期貸付金	38,000
その他の投資	1,616,937
貸倒引当金	△38,000
資産合計	18,540,593

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	4,822,444
短期借入金	4,276,044
未払法人税等	28,604
その他の流動負債	517,795
固定負債	312,214
長期借入金	100,000
繰延税金負債	194,076
その他の固定負債	18,137
負債合計	5,134,658
(純資産の部)	
株主資本	12,644,037
資本金	3,125,231
資本剰余金	2,946,634
資本準備金	2,946,634
利益剰余金	14,130,530
利益準備金	168,818
その他利益剰余金	13,961,712
別途積立金	8,100,000
繰越利益剰余金	5,861,712
自己株式	△7,558,359
評価・換算差額等	90,312
その他有価証券評価差額金	90,312
新株予約権	671,585
純資産合計	13,405,935
負債・純資産合計	18,540,593

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書 (2023年1月1日から2023年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		6,666,543
営業費用		2,944,020
営業利益		3,722,523
営業外収益		
受取利息及び配当金	16,585	
投資有価証券売却益	18,234	
貸倒引当金戻入額	156,856	
その他の営業外収益	38,684	230,360
営業外費用		
支払利息	5,343	
投資有価証券評価損	1,736	
自己株式取得費用	2,154	
為替差損	539	
その他の営業外費用	2,406	12,180
経常利益		3,940,703
特別損失		
固定資産除売却損	37	37
税引前当期純利益		3,940,665
法人税、住民税及び事業税	33,177	
法人税等調整額	5,239	38,417
当期純利益		3,902,248

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月15日

株式会社 船井総研ホールディングス

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木下 昌久

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山本 憲吾

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社船井総研ホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社船井総研ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年2月15日

株式会社 船井総研ホールディングス
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 木下 昌久
公認会計士 山本 憲吾

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社船井総研ホールディングスの2023年1月1日から2023年12月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第54期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月15日

株式会社船井総研ホールディングス	監査等委員会
監 査 等 委 員	百村 正宏
監 査 等 委 員	中尾 篤史
監 査 等 委 員	小林 章博

（注）監査等委員中尾篤史及び小林章博は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主メモ

>> 事業年度

毎年1月1日から12月31日まで

>> 定時株主総会

毎年3月

>> 配当金支払株主確定日

期末配当金 毎年 12月31日
中間配当金 毎年 6月30日

>> 単元株式数

100株

>> 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社

>> 同連絡先

〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社
大阪証券代行部▶電話：0120-094-777（通話料無料）

特別口座に登録された株式に関する各種お手続き用紙のご請求は、次の三菱UFJ信託銀行株式会社のインターネットでも24時間承っております。

インターネットホームページ

<https://www.tr.mufig.jp/daikou/>

>> 配当金に関するよくあるご質問

- Q1 配当金を受け取っていませんが、配当金領収証が手元にない場合はどうすればいいですか？
- A1 配当金領収証を紛失された場合は、上記株主名簿管理人へご連絡ください。お手続き書類を郵送いたします。
- Q2 配当金領収証の払渡し期間（銀行取扱期間）が過ぎてしまいました。どうすればいいですか？
- A2 配当金領収証の表面「受領印」欄にご捺印いただき、三菱UFJ信託銀行本支店窓口へご持参ください。ただし、配当金領収証裏面に記載の受取期限を過ぎてしまいますと、配当金領収証をお持ちであってもお受け取りいただけませんので、ご了承ください。

>> 公告方法

電子公告

当社ホームページ(<https://hd.funaisoken.co.jp/>)に掲載します。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。

>> 株主優待制度（2023年12月31日現在）

<対象株主様>

毎年12月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様

<贈呈基準及び贈呈内容>

100株以上1,000株未満保有…………… Quoカード500円分
1,000株以上5,000株未満保有…………… Quoカード1,000円分
5,000株以上10,000株未満保有…………… Quoカード5,000円分
10,000株以上保有…………… Quoカード10,000円分



<https://hd.funaisoken.co.jp/>

過去のIR情報もこちらからご覧いただけます。

トップページ



大阪本社

〒541-0041 大阪市中央区北浜4-4-10
TEL：06-6232-0010（代）

東京本社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-6-6
日本生命丸の内ビル
TEL：03-6212-2923（代）

アフターコロナの取組 「リアル」への回帰

■4年ぶりのリアル開催「経営戦略セミナー」

日本中の様々な業界から前向きな中堅・中小企業の経営者が集まる場である日本最大級のセミナーイベント「経営研究会全国大会2023」を4年ぶりにリアル開催しました。2023年8月20日～22日の3日間で2,159社が参加、総勢50名以上の現役経営トップがゲスト講師として登壇。船井総研グループ各社からも総勢100名以上がテーマ別講座や研究会分科会の講師として登壇いたしました。



■世界の経営トレンドをリアルで体感 「グレートカンパニー海外視察セミナー2023in米国」

船井総研グループは、日本の経営者を対象とした海外視察ツアーを開催する中で、経営者の皆様に世界の潮流を知りビジョンを高めて、体験した情報を基に自社のビジネスに新たな展開をもたらす機会を提供してまいりました。4年ぶりの開催となる今回は「コロナ後の世界で先を行く米国」と「多くの企業が移転し急成長するテキサス州」を体感する視察セミナーを開催(9月10日～17日)し、112名の経営者が参加しました。



■リアルコミュニケーションにより船井総研グループのDNAを 継承「パーパスタウンホールミーティング」

2023年度から展開した船井総研グループのパーパス「サステナブルスカンパニーをもっと。」をテーマに経営層と社員が直接対話する「パーパスタウンホールミーティング」を2023年2月～4月に計18回実施しました。コロナ禍のオンライン対話がリアルにかわり双方向かつタイムラグのないコミュニケーションにより、経営者の想いと従業員の考えをダイレクトに聞くことができました。リアルコミュニケーションによるパーパスの社内浸透を通じて、自社の存在意義の再確認、船井総研グループへの理解・共感の促進を図ったことで、ビジネスをさらに加速化できたと考えています。



顧客企業向けのESGに関するサービス

■脱炭素支援メニューの強化

コーポレートガバナンス・コード改訂に伴い、上場企業に対するサステナビリティやESGの対応が求められています。また、2022年に制定された「GX 実現に向けた基本方針」などをきっかけに、中堅・中小企業においてもカーボンニュートラルの意識が高まっています。(株)船井総合研究所では、2022年8月に会員制勉強会として「脱炭素経営研究会」の発足や脱炭素支援の専門部隊による支援の強化を進めています。

■メニューご紹介① 製品単位のGHG排出量算定支援

(株)船井総合研究所では、カーボンニュートラル達成を目指す企業に対して、脱炭素支援メニューをご提供しています。足元では、製品単位のGHG排出量算定支援など自社製品の環境配慮や低炭素型製品の顧客ニーズに対応するために、脱炭素・環境ビジネスの専門部署と製造業向け専門部署が連携し、お客様の支援を行っています。

■メニューご紹介② 中小企業版SBT認定支援

(株)船井総合研究所の主要顧客である中堅・中小企業においても、脱炭素を経営テーマのひとつとして重要視されています。そのため、企業が設定するGHG排出量の削減目標を設定する企業が増えており、(株)船井総合研究所では中小企業版SBT認定申請の支援などを行っています。

※SBT: Science Based Targets



株主総会会場
ご案内図

ホテルグランヴィア大阪20F なにわ 名庭の間

大阪市北区梅田3丁目1番1号 TEL 06-6344-1235 (代表)



J R大阪駅からのアクセス



ホテルグランヴィア大阪



交通の
ご案内

J R大阪駅 中央改札口出て右手すぐ

- 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会当日のお土産はございませんので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

Funai Soken Holdings Inc.



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。